

(原文)

朕念赤子
 肝食宵衣
 言之令長
 撫養惠綏
 政存三異
 道在七絲
 驅鷄為理
 留犒為規
 寬猛得所
 風俗可移
 無令侵削
 無使瘡痍
 下民易虐
 上天難欺
 賦與是切
 軍國是資
 朕之賞罰
 固不逾時
 爾俸爾祿
 民膏民脂
 為民父母
 莫不仁慈
 勉爾為戒
 體朕深思

(読みかた)

朕赤子を念いて
 肝食宵衣す
 之を令長に言いて
 撫養惠綏せしむ
 政は三異に存し
 道は七絲に在り
 鷄を驅るにも理を為し
 犒を留むるにも規を為せ
 寬猛所を得れば
 風俗は移るべし
 侵削令る無くんば
 瘡痍令ること無けん
 下民は虐げ易きも
 上天は欺き難し
 賦與は是れ切にして
 軍國に是れ資せよ
 朕之賞罰は
 固より時を逾えず
 爾の俸爾の祿は
 民の膏民の脂なり
 民の父母と為りて
 仁慈ならざる莫れ
 勉めて爾の戒めと為し
 朕が深思を體せよ

(意味)

皇帝が国民をおもって、
 日夜寢食を忘れて、政治に精勵している。
 これを地方長官に言つて、
 恵み深い政治をして、国民を愛し、安らかにする。
 善政を布いて幼児、虫鳥獸にまで教化を及ぼし、
 音楽によって情操をねり、民心を和らげ、親睦を図る。
 鷄を追うにも、追う人の心が微妙に反映する。
 (清廉潔白の諭え。徳胃という人の話)
 人民に対し、ある時は寛大に、ある時は嚴格にその所を得れば、
 人民の氣風は、善美なものに変わっていくはずである。
 侵略戦争などをしなければ、
 傷ついたり、病氣になったりしないであろう。
 下々の人民は虐いけれども
 神をあざむくことはできない。
 人民の実状に應じて、適切懇切に物を与えれば、
 一朝有事の際は、味方になってくれるだろう。
 皇帝の行う賞罰は、
 時を移さず、直ちに行う。
 お前がお上から戴く俸祿は、
 人民の汗と脂の結晶である
 人民の父や母の気持ちになつて、
 その行為が常にいつくしみでなければならぬ。
 以上は勉めてお前の戒めとして、
 皇帝の深い思いを心せよ。